

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第五十六号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例

(市としての要件に関する条例の一部改正)

第一条 市としての要件に関する条例(昭和二十三年広島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

「第八条第一項第一号乃至第三号」を、「(昭和二十二年法律第六十七号)第八条第一項第一号から第三号まで」に、「ものの外、左に」を「もののほか、次に」に、「具えるに至ることが明か」を「具えることが明らか」に、「認める」を「認められる」に改め、第二号中「第四章」を、「(昭和二十二年法律第二十六号)」に、「同法第九十八条第一項の規定による中等学校又はこれに準ずる学校」を「これに準ずる学校又は中等教育学校」に改め、第五号中「概ね遜色」を「おおむねそん色」に改め、第六号中「五箇年間」を「五年間」に改め、第八号中「概ね遜色」を「おおむねそん色」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条の五第一項中「第四十四条」を「第五十三条」に、「第四十五条」を「第五十四条」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第三条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(

昭和三十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「大学、高等学校及び幼稚園」を「幼稚園、高等学校及び大学」に改め、同項第一号イを次のように改める。

イ 幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

第一条第四項第一号ハを次のように改める。

ハ 大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手

(広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立総合体育館設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第七号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園(以下この号において「小学校等」という。)(の校長又は園長」を「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)(の園長(特別支援学校の幼稚部にあつては、校長)又は小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)(若しくは中学校(特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)(の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を、「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

別表第一の備考三中「高等学校」の下に「(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)(」を加える。

(広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正)

第五条 広島県立産業会館設置及び管理条例(昭和四十五年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園(以下この号において「小学校等」という。)(の校長又は園長」を「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)(の園長(特別支援学校の幼稚部にあつては、校長)又は小学校(特別支援学校の小学部を含む。)(若しくは中学校(特別支援学校の中学部を含む。)(の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を、「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第六条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園(以下「小学校等」という。)(の校長又は園長」を「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)(の園長(特別支援学校の幼稚部にあつては、校長)又は小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)(若

しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は園児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

別表第二の一の表アリーナ、プール、トレーニング室、卓球室の部小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒の款中「高等学校」の下に、「（特別支援学校の高等部を含む。）」を加える。

（広島県都市公園条例の一部改正）

第七条 広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第八号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園（以下この号において「小学校等」という。）の校長又は園長」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

別表第一の三の表小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒の部中「高等学校」の下に、「（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）」を加える。

（広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正）

第八条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園（以下「小学校等」という。）の校長又は園長」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。）の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

（広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正）

第九条 広島県民文化センター設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園（以下この号において「小学校等」という。）の校長又は園長」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。）

（若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。）の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

（広島県立農業技術大学校設置及び管理条例の一部改正）

第十条 広島県立農業技術大学校設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

（広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第十一条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園（以下この号において「小学校等」という。）の校長又は園長」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。）の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

（広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第十二条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例（平成四年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園（以下この号において「小学校等」という。）の校長又は園長」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。）の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒」に改める。

（広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正）

第十三条 広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第七十二条第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同条第四号中「第八十二条の三」を「第二百五条第一項」に改める。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第十四条 住民基本台帳法施行条例（平成十四年広島県条例第二十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第二教育委員会の項第四号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正)

第十五条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例(平成十八年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第七十六条」を削り、「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

第三条第五項、第四条第一項及び第八条第一号中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

(広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正)

第十六条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「小学校若しくは中学校又は幼稚園(以下この号において「小学校等」という。)(の校長又は園長」を「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)(の園長(特別支援学校の幼稚部にあつては、校長)又は小学校(特別支援学校の小学部を含む。)(若しくは中学校(特別支援学校の中学部を含む。)(の校長」に、「当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児」を「当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該小学校の生徒」に改める。

(広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十七条 広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例(平成十九年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)第六条を第十一条とし、同条の次に四条を加える改正規定中

「五 小学校、中学校若しくは特別支援学校の幼稚部又は幼稚園(以下「小学校等」という。)(の校長又は園長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児が利用するとき。」

を  
「五 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)(の園長(特別支援学校の幼稚部にあつ

ては、校長）又は小学校若しくは中学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒が利用するとき。

に改める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十八条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第四十四条」を「第五十二条」に改める。

（広島県総合グランド設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十九条 広島県総合グランド設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十二条とし、第九条の次に二条を加える改正規定中

「七 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の校長又は幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒又は当該幼稚園の幼児が利用するとき。

を

「七 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）（の園長）特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）（の校長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒が利用するとき。

に改める。

附則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。